

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 5 月 27 日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03342

研究課題名(和文) 憲法学における共時的なコミュニティ・モデル構築のための基礎研究

研究課題名(英文) Basic research for building a synchronic community model in constitutional theory

研究代表者

糠塚 康江 (NUKATSUKA, Yasue)

東北大学・法学研究科・教授

研究者番号：60237790

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、コミュニティの待望論の高まりの中で、中間団体に対する警戒を基調とする憲法学において、個人を埋没させる共同体の罠に陥ることなく、コミュニティを基礎づけるための理論構築を目指した。理論導出の道筋として、コミュニティは所与のものとして考えるのではなく、人々の相互行為と共同行為を通じて示す共通意思が作り出す関係性によって形成される共時的コミュニティが目指されるべきであるという方向性を得た。本研究が共時的コミュニティとしとして着目したのは、地域運営組織、選挙人と議員のむすびつき、人間交際である。それぞれ、住民自治、国民代表、自己情報決定権という憲法上の概念に基礎づけられる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の3つの課題領域において、それぞれ、地域における多様な意思形成を行うための地方選挙制度改革、議員を生活世界と政治界との通訳者として位置づけて議会制民主主義を循環構造として捉える提案、自律した個人に個的領域を残した婚姻関係の提案という、制度改革ないし新たな解釈論の問題提起を行うことができた。また研究期間中、本研究の有するパリティの視点に関わって、政治分野における男女共同参画推進法の実施に向けて政党との対話を含め、法理念の社会への定着に向けて実践的な活動を行うことができた。

研究成果の概要(英文)：This study seeks to build a theory of constitutional foundation that regenerates communities without trading individual autonomy and freedom for the privileges belonging to the community. As a way of deriving the theory, we conclude that the community should not be considered as given, but aim at a synchronic community formed by the relationships created by common intentions shown by people's mutual actions and joint actions. In order to build this theory, the focus is on the regional management organization based on citizens' self-government, proximity based on the representation, and personal relations based on the right to make self-information decision.

研究分野：憲法

キーワード：共時的コミュニティ 地域運営組織 住民自治 プロキシミティ 国民代表 人間交際 自己情報決定権 パリティ

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 一般的背景

2000年代になって、「コミュニティ待望論」が広く聞かれる。平成の大合併によって「広」域化した基礎自治体内の分権として「狭」域の「地域自治区」が設置されるようになったが、これを「コミュニティ」と同視し、その役割に期待する言説が沸き起こった。東日本大震災(3.11)以降は、「絆」や「つながり」といった言葉で表されるようなコミュニティの再建、相互行為や共同の積み重ねを通じた再生が、語られ始めている。そして今日、人口流出・自然減による「地域消滅」の予測が示された衝撃の中で、全国各地で住民組織が立ち上げられている。これは世界的な状況でもある。グローバリゼーションの展開は、労働力を含めた世界市場を再編しようとしている。不安定化した時代の中で、社会あるいは国家、市場への不信、批判の高まりとともに、コミュニティが求められている。もっとも、社会問題の解決策としてのコミュニティの賞賛の裏には、メンバーシップの特権と自由を引き換えるというコミュニティの共同性の畏がある。

(2) 学際的背景と憲法学の課題

日本の経済学、社会学、地域・都市政策学も共通の認識をもって「地域の衰退」に抗して、「コミュニティ」再生の道を探ろうとしている。憲法学に隣接する行政法学は、「地域自治組織」を「空間管轄」「区域の中の住民把握」と捉えて「コミュニティ」論に与しないが、地方公共団体の性格づけから、住民相互関係の「連帯」あるいは「相互扶助」を導いている。行政法学が自らの回答を示して、憲法学に突きつける問いは、憲法が地方自治をあえて保障して、国と対峙させる垂直的権力分立を選択した実質的根拠となる思考は何か、ということである。地方自治論については、憲法学から優れた基礎研究は存在するが、この問いは、未解決のままにある。

こうした他領域の動向とは裏腹に、日本憲法学には「コミュニティ」論の居場所がない。その理由はこうである。第1に、日本の憲法学の基調である近代立憲主義は、「国家」と抽象的な「個人」を対峙させ、中間団体を一切介在させないという点、第2に、コミュニティ=共同体こそ、個人を埋没させるものとして警戒の対象でありつづけている点、第3に、最大の共同体である国民国家がかつて行った専制支配に対する強烈な反省と批判を行ってきたのが、ほかならぬ憲法学であったという点である。

2. 研究の目的

以上の背景から、相互行為や共同の積み重ねを通じたコミュニティ再生が待望されている近年の状況において、憲法学においてもこれに応答する必要があるという認識に立ち、本研究は、共同体の畏に陥ることなく、個人の自由を引き換えることのない「コミュニティ」の可能性を憲法的に追求する手がかりを得ることを目的とした。

3. 研究の方法

(1) 課題領域

この目的のため、本研究は3つの課題領域を設定した。

第1領域

合併による基礎的自治体の広域化に伴い創設された、住民自治と結びついた地域の組織体をめぐる動向である。この組織体はいかなる性質をもち、どのような意味でコミュニティたり得るのかが、問われなければならない。

第2領域

「選挙区」の選挙人団として選挙人が共同行為として示す「共通意思」、あるいは選挙人と議員とのむすびつきである。このむすびつきは、フランスでは *proximité* として把握されている。近代が否定し切断したはずのこの「関係性」は、選挙区という空間的「領域」でありながら、その境界が変更(合併、区割り改定)され、居住移転の自由の名においてメンバーが入れ替わる可能性をもつという意味で、共時的な「コミュニティ」となり得る可能性をもつ。いかなる条件の下で可能であるのかという問題領域である。

第3領域

脱国家的、非経済的な存在として想定される *citoyen civil* がむすぶ水平的な関係を、民法学が示唆する「関係促進領域としての私的領域」とそれに連続する公共圏として措定する視座である。これにより、コミュニティを与件とするのではなく、個人から出発する「コミュニティ」形成の可能性を追求する。

(2) 領域をつなぐ補助線とアプローチの複眼的視点

この3つの領域をつなぐ補助線が、ジェンダー論である。制度的には、「パリテ」として表現できる。フランスにおいて初めて制度的に具体化されたパリテは、政治参画のみならず、男女平等の実質化の手段として、あらゆる領域・レベルでの決定過程に浸透が図られている。パリテは、近代に至ってもなお排除されていた女性を正式なメンバーとすることを当然としている点において、前近代の共同性とは異なる組織原理となり得る。共時的な「コミュニティ」は、近代が切断した「前近代」が伏流水となって現代まで脈打っていたものなのか、それとも「近代」を通過することで新たに出現した別物なのか判別する試薬として、パリテの観点からの評価は有効なものではないかと考えた。

具体的な研究活動は研究代表者と研究分担者でそれぞれ個別に進めるが、手法として研究代表者は憲法学の原理的側面から、研究分担者は、日本の地方制度改革に関わる審議会・研究会の主要なメンバーを務めている経験に根差した側面から研究課題に取り組むことで、複眼的な検討を行った。

4. 研究成果

(1) 当初予期せずして得られた知見

本研究にとって、時機的に恵まれた点が2つあった。

フランスにおける地方改革の進展

第1・第2の課題領域とのかかわりで、本研究が比較の準拠国としたフランスで地方改革が進展し、実施されるに至った段階で、現地調査に赴くことができたことである。2つは、パリテの視座とのかかわりで、政治分野における男女共同参画推進法（以下「推進法」と略記）が制定されたことである。

フランスの地方改革の要点は、これまで消極的であったコミューンの合併が促進され、広域化されたEPCIと州の権限が拡大され、全体として広域化が進み、広域化された経済圏の確立を狙ったことにある。県議会議員選挙に初めてパリテが適用され2015年に訪問したオート＝サヴォワ県を2017年に再び訪ね、その変貌を目の当たりにした。県庁所在地であるアヌシーでも最大希望の合併が行われ、新しいコミューン、大アヌシーが誕生した。EPCIも再編された。この合併・再編は国主導で行われた。オート＝サヴォワ県では、地方長官の行政的手腕が大きかったようである。合併の中心となったアヌシーにとっては、域圏の拡大を意味したが、周辺化されて「区」となったかつてのコミューンには、約束されたはずの合併の果実をどのように住民に保証していくのか、という現実的な政治の駆け引きが残されていた。2015年に訪れた際には、若い人口を抱えて勢いを感じたセイノー市は、女性の首長を中心に文化や教育に重点をおいた自治行政を主体的に展開していた。今般の改正で大アヌシーに併合され、市から「区」に転換されたセイノーは、「区」という単位で、旧市民たる住民にこれまでの住民サービスをどう守っていくのかという、コミューン内での政治課題に直面しているように感じた。「区長」となったかつての首長には疲労の色があった。EPCIの再編では、以前には同じEPCIに属していたながら、今回、大再編に加わらず、あえて小さなEPCIを選択することを選んだ小規模コミューンもある。合併以前に住民レベルでの交流の歴史から、異質と思われる大きなコミューンとのEPCIにあえて属さないという選択をしたのである。そのため、以前のEPCIに属していた他のコミューンから受けていた文化的事業の恩恵を失った。合併の成果は、経済的指標だけで判断することはできない。「大きいことはいいことだ」式にくくられていく地方生活圏の質とは何なのか、改めて問われているように思う。広域化した市町村で、より小さな単位で住民自治に委ねる方式の必要性を痛感した。

政治分野における男女共同参画を推進する法律の制定・施行

同法制定については、制定に尽力した市民団体との交流をもち、側面支援をすることができた。さらに、学会会議でシンポジウム「男女がともにつくる民主政治を展望する」(2019年4月6日開催)に企画段階から参加し、報告者としても登壇した。またこのシンポジウムに先立ち、国政政党を対象に推進法に対する政党のスタンスを測定するアンケートを実施し、冊子体にまとめた。法的な強制力のあるポジティブアクションには、各政党はそれほど積極的ではない姿が明らかになった。それでも、当日のパネル・ディスカッションに参加した各党エース級の女性議員の発言は建設的であり、今後の展開に希望をもたせるものになった。この成果は、[]にまとめられている。

(2) 第1領域

この課題領域については、地域社会に「地域運営組織」が集落と併存していることを明らかにした。地域運営組織は、自治組織と経済組織を組み合わせた多機能性を発揮し、既存の集落が「守り」の自治であるの対し、地域運営組織は問題解決に狙いを定めた「攻め」の自治を担い、「1戸1票制」ではない革新的な仕組みをもち、関係人口を含む多様な人材が参加できる「ごちゃまぜ」の組織である。旧来型の人間関係とは異なる特徴が活かされるような運営と地域社会への根付きが課題となる。こうした動向を地域社会の政策形成に架橋することで、地域社会において多様な民意を統合する仕組みが形成されることが期待される。その1つの道筋として考えられるのが、地域の活動から育った人材が地方議会で議員として活躍することである。実際に、地方議会や行政の政策サポーターとしての参加の後に、議員としての活動する事例も現れ始めている。行政組織は団体自治を運営するために住民自治が位置づけられるが、住民自治が新たな組織＝団体自治を生み出すという、個人から始まる展望である。フランスの地方組織改革から抽出された課題との比較からも示唆的である。この成果は、東北公法学会の研究分担者の招待講演で発表された。

(3) 第2領域

この課題領域では、proximité 概念による議員を日本国憲法上に位置付けることで、議会制民主主義を循環構造として描くことを、全国憲法憲法研究会の研究報告で提言した[]。これは日本国憲法の解釈論上の帰結として、憲法43条の「国民代表」概念に一石を投じるものとなる

と考える。第1領域で「(地方)議員」という medium に着目したことに通底する。研究期間中に、参議院議員選挙制度の改革で「特別枠」が導入された。政治的な背景として、合区問題で県独自の議員候補者を擁立できないことへの不満に対応するための制度であったが、国会審議においては、「国政上有能な人材」が当選しやすくなる制度として正当化されており、参議院の本質に根差した改革ではなく、ますます参議院の性格を分かりにくいものにしており、議員の役割も「選挙区」から遊離していることを指摘する論文を発表した[]。議会制民主主義の新たな捉え方は、国会の運営そのものに変化をもたらすことが予見される。こうした観点から、研究期間中に現行の国会制度、運営に関する研究を公表した[][]。この領域の研究で得られた知見を、[]の執筆に反映させた。

(4) 第3領域

この領域での研究の結果、次のような構図を得ることができた。公私区分を前提に、私的領域は、各自の「自己決定」に委ねられる個的領域と、を前提にして他者との関係形成による領域から構成される。小野梓が『国憲汎論』『民法之骨』で公法と私法の接点として描いた「人間交際」が society の訳語であることは、きわめて示唆的であった。小野は、人は他者との交わりの中で生きる存在で、「人間交際」によって全人格的な発展が可能となると考えた。このような個人間の関係について、個的な空間を確保した個人と個人を結ぶ多元的なネットワークをイメージすることができる、自分の選んだ相手と、自分が選んだ親密さの濃淡をもって、自己の存在に関わる情報を開示する範囲を選択し、それぞれの関係に応じた他者にとっての自己イメージ情報を決定している。これは相互関係であって、一方通行では決まらない関係であるのは、相互に個的領域を保持しているからである。あえて自己の秘密を暴露することで相手と親密な関係を築いたり、あるいは部分的な開示で緩い関係を築いたりする。個的領域を確立した自律した個人が、相互に「つながる」「ささえる/ささえられる」関係性を千差万別の濃淡で結ぶことで、個人を中心にした様々なコミュニティが重層的に重なりあって構成される「人間交際」の空間が出現している。「つながり」「ささえる/ささえられる」関係にありながら、各人は個的領域を保持し続ける。自己情報決定権としてのプライバシーが「絆」として各人を結ぶのである。この視座から親密圏・家族に関する研究に取り組み、本研究期間中に日本公法学会で報告するとともに、2本の論文[][]を公表した。

引用文献

- 辻村みよ子・三浦まり・糠塚康江(編著)、大山礼子、三成美保、武田宏子、申琪榮、川橋幸子、紙谷雅子、廣瀬真理子、吉田克己他『女性の参画が政治を変える 候補者均等法の活かし方』信山社、2020年、45-77、173-180
- 糠塚康江「議会制民主主義 medium としての議員」憲法問題 30号、2019年、75-87
- 糠塚康江「「全国民を代表する選挙された議員」の多様性と国会」法学教室 458号、2018年、43-50
- 大山礼子『政治を再建する、いくつかの方法』日本経済新聞社、2018年
- 大山礼子「国会改革の作法」法学 83巻3号、2020年、28-51
- 糠塚康江『議会制民主主義の活かし方 未来を選ぶために』岩波書店、2020年
- 糠塚康江「個人と家族 公私の関係」憲法研究 4号、2019年、117-132
- 糠塚康江「『憲法と家族法』関係論 辻村憲法 24条論の問題提起を受けて」山元一ほか編『憲法の普遍性と歴史性 辻村みよ子先生古稀記念論集』日本評論社、2019年、195-219

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計19件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 糠塚康江	4. 巻 280号
2. 論文標題 フランスの解散事例は「なぜ」少ないのか	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 生活経済政策	6. 最初と最後の頁 21 25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大山礼子	4. 巻 83巻3号
2. 論文標題 国会改革の作法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法學	6. 最初と最後の頁 28 51
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 糠塚康江	4. 巻 30号
2. 論文標題 議会制民主主義 medium としての議員	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 憲法問題	6. 最初と最後の頁 75 87
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 糠塚康江	4. 巻 90巻5号
2. 論文標題 議会による執行府のコントロール：緊急事態による事例演習	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 44 49
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 糠塚康江	4. 巻 458号
2. 論文標題 「全国民を代表する選挙された議員」の多様性と国会	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 43 50
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 糠塚康江	4. 巻 32号
2. 論文標題 候補者男女均等法の今後の展開 フランスにおけるパリテの経験から	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際女性	6. 最初と最後の頁 91 96
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大山礼子、五ノ井健	4. 巻 691号
2. 論文標題 女性議員は地方議会を変えるのか？ 地方議会議録による分析の試み	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 女性展望	6. 最初と最後の頁 6 10
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大山礼子	4. 巻 2号
2. 論文標題 審議回避の手段となった衆議院解散権	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 憲法研究	6. 最初と最後の頁 135 - 147
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大山礼子	4. 巻 53号
2. 論文標題 人口減少時代における地方議会の在り方	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 自治体法務研究	6. 最初と最後の頁 12 16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大山礼子	4. 巻 32号
2. 論文標題 政治分野における男女共同参画の実現に向けて	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際女性	6. 最初と最後の頁 85 90
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 糠塚康江	4. 巻 81巻6号
2. 論文標題 フランスにおける権力の再均衡化と法律概念	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学	6. 最初と最後の頁 233-270
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大山礼子	4. 巻 108号
2. 論文標題 地方議会に女性議員を送るために	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 都市問題	6. 最初と最後の頁 31-38
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大山礼子	4. 巻 687号
2. 論文標題 地方議会の選挙制度を考える 女性議員を増やすために有効な方法とは？	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 女性展望	6. 最初と最後の頁 18-20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大山礼子	4. 巻 1158号
2. 論文標題 選挙制度が生んだ政党の離合集散	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 週刊金曜日	6. 最初と最後の頁 22
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大山礼子	4. 巻 5号
2. 論文標題 政治分野における男女共同参画をめざして	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 k-peace	6. 最初と最後の頁 5-8
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 糠塚康江
2. 発表標題 私的領域の変容と縮小社会における憲法学の課題 自律する 私 / つながる 私 / ささえる 私
3. 学会等名 日本公法学会 第84回総会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 大山礼子
2. 発表標題 多様性を生かす合意のあり方 地制調の議論を手がかりとして
3. 学会等名 東北大学公法研究会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 糠塚康江
2. 発表標題 議会制民主主義 <medium>としての議員
3. 学会等名 全国憲法研究会 秋季研究総会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計8件

1. 著者名 糠塚康江	4. 発行年 2020年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 240
3. 書名 議会制民主主義の活かし方 未来を選ぶために	

1. 著者名 糠塚 康江、大山礼子、辻村 みよ子、三浦 まり、三成美保、武田宏子、申琪榮、川橋幸子、紙谷雅子、廣瀬真理子、吉田克己、中川正春、野田聖子、稲田朋美、神本みえ子、矢田わか子、竹谷とし子、田村智子、行田邦子	4. 発行年 2020年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 228（糠塚：45 62、173 180；大山63 77）
3. 書名 女性の参画が政治を変える	

1. 著者名 糠塚康江、山元一、只野雅人、蟻川恒正、中林暁生、長谷部恭男、松田浩、毛利透、早川のぞみ、田村理、水野紀子、佐々木くみ、田代亜紀、佐藤雄一郎、若尾典子、中里見博、齋藤笑美子、小島妙子、矢野恵美、安西文雄、茂木洋平ほか	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 980 (195 219)
3. 書名 憲法の普遍性と歴史性 辻村みよ子先生古稀記念論集	

1. 著者名 糠塚康江、辻村 みよ子、山元 一、愛敬浩二、工藤達朗、江島晶子、小泉良幸、青井未帆、大林啓吾、佐々木弘通、毛利透、小山剛、尾形健、巻美矢紀、片桐直人、只野雅人、原田一明、上田健介、渡辺康行、大津浩	4. 発行年 2018年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 500 (74 78、93 100、152 157)
3. 書名 概説 憲法コンメンタール	

1. 著者名 大山 礼子	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本経済新聞出版社	5. 総ページ数 256
3. 書名 政治を再建する、いくつかの方法	

1. 著者名 糠塚康江、樋口陽一、中島徹、長谷部恭男、石川健治、成澤孝、渡辺洋、松平徳仁、押久保倫夫、阪口正二郎、蟻川恒正、毛利透、長峰信彦、曾我部真裕、齋藤小百合、只野雅人、巻美矢紀、愛敬浩二、川岸令和、大林啓吾、江島晶子、山元一、渡辺康行	4. 発行年 2017年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 572 (319 336)
3. 書名 憲法の尊厳 奥平憲法学の継承と展開	

1. 著者名 糠塚康江、阪口正二郎、江島晶子、只野雅人、今野健一、麻生多門、井端正幸、河上暁弘、高佐智美、中村安菜、三宅裕一郎、大津浩、齋藤笑美子、宍戸常寿、清野幾久子、辻村みよ子、内藤光博、中川律、中島宏ほか	4. 発行年 2017年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 854 (745 767)
3. 書名 憲法の思想と発展	

1. 著者名 大山 礼子、大石 眞、山本龍彦、上田健介、勝山教子、古賀豪、田近肇、國分典子、浅野宣之	4. 発行年 2017年
2. 出版社 三省堂	5. 総ページ数 336 (282 307)
3. 書名 国会を考える	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	大山 礼子 (OYAMA Reiko) (70275931)	駒澤大学・法学部・教授 (32617)	